

## 独立行政法人勤労者退職金共済機構役員給与規程

(平成 15 年 10 月 1 日)

改正 平成 15 年 12 月 1 日

改正 平成 16 年 4 月 1 日

改正 平成 17 年 12 月 1 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 20 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 6 月 29 日

改正 平成 21 年 12 月 1 日

改正 平成 22 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 62 条の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の役員給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 常勤役員給与は、俸給、特別調整手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

2 機構の業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与の支払)

第 3 条 役員給与は、全額を通貨で直接役員に支給する。ただし、法令に基づきその役員給与から控除すべきものがある場合にはその金額を控除する。

(俸給の月額)

第 4 条 常勤役員俸給の月額は、次のとおりとする。

(1) 理事長	937,000円
(2) 理事長代理	863,000円
(3) 理事	776,000円
(4) 監事	702,000円

(特別調整手当)

第 5 条 特別調整手当は、一般職の職員給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）第 11 条の 3 の規定に準じて常勤役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額は、東京都特別区に在勤する常勤役員にあつては、俸給の月額に 100 分の 16 を乗じて得た額とする。

(給与の支給方法)

第 6 条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。以下この条において同じ。）の支給日は、毎月 16 日とし、当月 1 日から末日までの給与を支給する。ただし、16

日が休日に当たるときは前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に支給する。

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から給与（期末手当、勤勉手当及び通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

2 常勤役員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（期末手当）

第8条 期末手当は6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤役員についても同様とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員として引き続いた在職期間とみなす。

4 基準日前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第1項の規定に関わらず、期末手当は支給しない。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定に関わらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項第2号又は同条第3項の規定に基づく解任により退職した常勤役員

- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
  - (3) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 6 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 7 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- （勤勉手当）

第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれら

の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、その者の基準日以前6か月以内の期間における職務実績の評価等に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(以下「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤役員についても同様とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し又は死亡した常勤役員にあつては、退職し又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価の結果を参考に、機構の業務の実績を考慮し、かつ、職務実績の評価等に基づく別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零日	零

- 3 前条第3項から第8項までの規定は、本条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(通勤手当)

- 第9条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関して必要な事項は、国家公務員の例に準ずる。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当は次のとおりとする。

監事 月額 239,000円

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は平成15年10月1日から施行する。
- 2 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成14年法律第164号)附則第2条の規定による旧勤労者退職金共済機構(以下「旧法人」という。)の解散に伴い旧法人の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者の在職期間には、その者の旧法人の役員としての在職期間を含むものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。  
(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の機構役員給与規程の第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
  - (1) 勤労者退職金共済機構(以下「旧法人」という。)の役員であった者で引き続き独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「新法人」という。)の役員となった者にあつては、平成15年4月1日において旧法人の役員として受けるべき俸給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額(新法人設立後に新たに役員となった者にあつては役員となった日において受けるべき俸給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額)に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、旧法人の役員として在職しなかった期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - (2) 平成15年6月に旧法人の役員として支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。  
(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の機構役員給与規程の第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末特別手当は、支給しない。
  - (1) 平成17年4月1日において役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、役員として在職しなかった期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - (2) 平成17年6月に役員として支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き役員給与規程第4条及び10条の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に100分の99.44を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなる役員には、その差額に相当する額を合せて俸給の月額として支給する。
- 3 特別調整手当の月額は、切替日から平成19年3月末日までの間、改定後の機構役員給与規程第5条第2項の規定にかかわらず、俸給の月額に100分の11を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年6月29日から施行し、改正後の規程は平成21年6月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。  
(平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成21年4月1日において役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、役員として在職しなかった期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - (2) 平成21年6月に役員として支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

#### 附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。  
(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第8条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成22年4月1日において役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、役員として在職しなかった期間がある場合は、その期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - (2) 平成22年6月に役員として支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額